

磐田市告示第339号

磐田市建築物の確認等に関する書類の閲覧及び写しの交付要綱（平成17年磐田市告示第161号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月21日

磐田市長 草地博昭

第3条第1項中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

附 則

この告示は、令和8年11月2日から施行する。